確定申告と納税は正しく期限内に!

所得税の確定申告は、2月16日(水)~3月15日(水)、消 費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告は、4月 2日月が申告・納付の期限となっています。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時 間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自 身で作成して、できるだけ早めに提出してください。



インター

ト上の

-クショ ネッ

ン及び収納

建物構造

木造平屋建 200%

(市役所1

階

を

お

間取り

店舗

居宅

の手続きや詳細についてクションにて行います。

いては、

容 建 ペ い 率 率 域

60 % 第 1

公売

売を、

ヤフー

株式会社が提供

地目 宅

57

. 69 6 8

m

宅地

よって差押さえた不動産の公

市税の滞納処分に

土地面積

89

m

土地

付き建物を公売

ます

するインター

ネット官公庁オ

都市計画

市街化区域

種住居地域

所在地

します。 日の出2丁目3

後1時~24日銀午後11時2月13日月 建築年月日 3月2日 金午後1 昭和30年10月 2月13日例午

※建物の現況床面積は、((9㎡です。建物に現在居住を明です。建物東側に未登記の物置(建物東側に未登記の物置(建物東側に未登記の物置(**逹物の現況床面積は、**呀~9日蛍午後1時 建物に現在居住者は 内部は未確認です 増築等の時期は不 物置のな 22 66

消費税・地方消費税(個人事業者) の確定申告

平成23年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の 確定申告は、4月2日月が申告・納付の期限となって います。

- ●平成23年分において消費税及び地方消費税の確定申 告が必要な人
- ・平成21年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成21年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で 平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出 書」を提出している事業者

※課税事業者は、平成23年分(課税期間)の課税売上 高が1,000万円以下であっても、平成23年分の消費税 及び地方消費税の申告・納付が必要です。

- ●納付期限と振替納税日
- ·納期限…4月2日(月)
- · 振替日··· 4月25日/x)

り内容を適正に保つ

会福祉課

2

FAX

★制度全般に関すること

72

630

(内線3

い合わせは左記へ



災害時に手助

け

を希望

する人に

を策定_ が安全 時要援護者避難支援プラン」うにするための「本庄市災害 を随時行って に自力で避難することが困難 市では、 災害が起きたとき います。

ことによ 登録者の異動や状況の変化を (高齢者や障害者など) 登録台帳についても 確実に避難できるよ 登録希望者の受付 修正等を行う

暮らしの高齢者等について民の把握が必要と思われる独りこのようなことから、状況 させて 度や登録申請について説明をの期間にご自宅を訪問し、制 生委員が2月初旬 お願 みなさんのご協力をよろし いただきます。 ます。 3月中旬

の登録に関すること★制度全般、障害者、 ★高齢者の登録に関する **四**31963 障害福祉課**☆**31 総合支所) いきが かい課☎ 市民福祉課

25 1

بے

民生委員が訪問活動を行 ★障害者の登録に関 61 ます

する

بعلى الم

25

INTERNSONS TO

*詳しくは、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/) をご覧ください。

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び 申告書の受付は、2月16日休から3月15日 休までです。

★本庄税務署(☎222111:自動音声案内)

給与所得者の確定申告

●確定申告が必要な人

給与所得者は年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要ですが、次の計算において残額があり、 さらに①~⑥のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。

<計算式>

各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。



「課税される所得金額」に税率を乗じて、「所得税額」を求めます。



「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ①給与収入金額が2,000万円を超える人
- ②1か所からの給与収入のほかに、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職 所得を除く)との合計額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員やその親族の人などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃 貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた人
- ⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- ⑥在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されていない人

●確定申告をすれば所得税が戻る人

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ※東日本大震災により被害を受けた人については、雑損控除の特例等の税制上の措置がありますので、最寄りの税 務署にお尋ねください。
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合

●納付期限と振替納税日

納期限:3月15日休 振替日:4月20日金 ※納付には便利な振替納税をご利用ください。

自宅のパソコンで申告書を作成! 「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内 に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書 などを作成できます。作成したデータは、印刷して書面により提出するこ とができるほか、e-Taxを利用して提出することもできます。還付申告に ついては、平成24年2月15日例以前でも相談及び申告書の受付を行ってい ます。

確定申告書は、「信書」に当たることから税務署に送付する場合には「郵 便物(第一種郵便物)|又は「信書便物|として送付する必要があります。 ※ゆうパック、EXPACK500、ゆうメール、ポスパケットでは、信書 を送付することができません。

還付される税金 の受取方法

還付される税金があるときは、確 定申告書の「還付される税金の受取 場所」欄に、振込先金融機関名、預 金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀 行の貯金口座の場合は、記号番号の み)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金□座は申告 者ご本人名義のもの(氏名のみの□ 座)に限ります。

平成24年2月1日号